（社会福祉主事養成機関等指定規則の一部改正）

第二十八条　社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条の見出し中「届出」の下に「を要する事項」を加え、同条第一項中「法第十九条第一項第二号の指定を受けた養成機関（以下「指定養成機関」という。）の設置者」を「養成機関の指定を受けた養成機関（以下「指定養成機関」という。）に係る令第六条第一項（令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項」に改め、「入学定員又は」を削り、「又は同項第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない」を「及び同項第八号に掲げる事項とする」に改め、同条第二項中「指定養成機関の設置者」を「指定養成機関に係る令第六条第二項（令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項」に、「変更があったときは、一月以内に厚生労働大臣に届け出なければならない」を「関する事項とする」に改め、同条第三項中「前項の届出」を「令第六条第二項の規定による届出（指定養成機関に係るものに限る。）」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第五条とする。

4　講習会の指定を受けた講習会（以下「指定講習会」という。）に係る令第六条第一項（令第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第三項第一号に掲げる事項とする。

5　指定講習会に係る令第六条第二項（令第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第三項第二号から第七号までに掲げる事項とする。

第三条の見出し中「申請手続」を「申請書の記載事項等」に改め、同条第一項中「養成機関について、法第十九条第一項第二号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項（公立の養成機関にあっては、第十号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない」を「法第十九条第一項第二号の規定による養成機関の指定（次条及び第七条において「指定」という。）を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出して行うものとする」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第四条とする。

3　法第十九条第一項第二号の規定による講習会の指定（次条及び第七条において「講習会の指定」という。）を受けようとするときは、その実施者（都道府県知事を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書をその開催場所の都道府県知事に提出して行うものとする。

一　講習科目及び時間数
二　講師の氏名、職業並びに担当する講習科目及び時間数
三　実習を行う施設の名称、所在地及び設置者の氏名、実習人員並びに実習期間
四　講習会場の名称及び所在地
五　講習開催期日及び日程
六　受講予定人員
七　講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）

第二条の次に次の一条を加える。

（養成機関等の指定基準）

第三条　昼間課程又は夜間課程を設ける養成機関に係る社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第百八十五号。以下「令」という。）第四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。
二　修業年限は、二年以上であること。
三　教育内容は、別表第一に定めるもの以上であること。
四　別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。
五　前号の専任教員のうち二人は、社会福祉概論、社会保障論、公的扶助論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、地域福祉論、社会福祉援助技術論又は福祉事務所運営論を教授できる者であること。
六　社会福祉援助技術演習が学生二十人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。
七　一学級の定員は、五十人以下であること。
八　同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
九　少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室を有すること。
十　社会福祉現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。
十一　教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
十二　厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、社会福祉現場実習を行うのに適当なものを社会福祉現場実習に利用できること。ただし、社会福祉現場実習の一部については、社会福祉現場実習を行うのに適当な市町村において行うことができる。
十三　社会福祉現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数（市町村において社会福祉現場実習を行う場合にあっては、当該市町村の数を含む。）は、社会福祉現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。
十四　社会福祉現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
十五　専任の事務職員を有すること。
十六　管理及び維持経営の方法が確実であること。

2　法第十九条第一項第二号に規定する講習会（以下「講習会」という。）に係る令第四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができ、かつ、国若しくは地方公共団体の職員又はこれらの者に準ずるものとして厚生労働大臣の認定するものであることを受講の資格とするものであること。
二　講習内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

第六条の見出しを「（報告を要する事項）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

令第七条第一項（令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

第六条に次の一項を加える。

2　令第七条第二項（令第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　講習受講人員
二　講習実施状況の概要

第七条及び第八条を削る。

第九条の見出し中「申請手続」を「申請書の記載事項等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

令第十条の規定による養成機関の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、事業年度の開始二月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。